西宮市民善行賞「さくらんぼ」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明るく住みよいまちづくりに資することを目的に、日常見聞される身近な善行に対して行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰は、市民及び市内に住所を有する団体、その他市長が適当と認める個人及び団体に授与する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認める場合は、表彰対象から 除外する。
 - (1) 表彰の対象となった当該善行に対して、国、県及びその他の団体からすでに賞を受賞しているもの、又は受賞を予測されるもの(ただし、「兵庫県のじぎく賞」は除く)
 - (2) 職務に密接な関係のあるもの、又は所属する団体の本来の目的に基づくもの (推薦)
- 第3条 被表彰者の推薦は、随時、別に定める様式により次の各号に揚げる者が行い、 秘書課長に提出するものとする。
 - (1) 各所管局・部長
 - (2) 第三者
 - (3) 団体の意思を代表するとみなされるもの

(審査会)

- 第4条 表彰を適正に行うため、西宮市民善行賞「さくらんぼ」審査会(以下、審査会という)を置く。
- 2 審査会は、次に揚げる者をもって構成する。

政策局長

総務局長

市長室長

学校教育部長

秘書課長

3 審査会の庶務は、秘書課において行う。

(被推薦者の選考)

第5条 被推薦者の選考は、審査会の議を経るものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、審査会の選考結果を考慮し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の日時は、市長が定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

西宮市民善行賞「さくらんぼ」推薦書

		ふりがな		生年月日 (設立年月日)				
		氏 名			年	月		日
		(団体名)		現在	\mathcal{O}	職	業	
被推薦者		団体の場合						
		代表者氏名						
		現住所	〒					
			TE	-				
			TEI					
善行の内容								
推薦理由								
推		名						
	(あれば、肩]書)						
	団体名及	Z 7, K						
	代表者							
薦	役職・日						(1)	
者	住	所						
	電	話						
	_							

- (注) 1 善行の内容については、いつ (期間)・どこで・だれが・どうして・その結果などを 具体的にご記入ください。
 - 2 写真・新聞記事など参考になる資料があれば添付してください。